議第48号

所有権移転仮登記抹消登記手続請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

所有権移転仮登記抹消登記手続請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、所有権移転仮登記抹消登記手続請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定に基づき、議決を求める。

１　被告となるべき者の住所、名称

２　請求の要旨

被告となるべき者は、滋賀県高島市勝野字村内3058番の県有地について、昭和５年８月12日に所有権移転仮登記を行った。今後、被告となるべき者が本登記を行った場合、所有権が移転されることから、所有権移転仮登記抹消登記手続を求める訴えを提起する。

３　訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。